平成２７年（フ）第１４４号
新潟市南区新飯田2595番地１
債務者　熊倉　伸治
１　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０１号
山梨県南アルプス市下今諏訪426番地　ベルメゾンＴＡＫＥＤＡ101
債務者　川手　一雄
１　決定年月日時　平成27年６月１日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９８号
長野県松本市大字里山辺1251番地10
債務者　中野　智雄
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第９４号
兵庫県宝塚市川面３丁目10番22号　ファミール宝塚302
債務者　入江　兵次
１　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
兵庫県加古川市八幡町宗佐544　播磨社会復帰促進センター内、住民票上の住所和歌山県有田郡有田川町大字吉原1197番地１
債務者　高垣慎太朗
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１６２号
兵庫県姫路市白浜町甲221番地１　県営白浜鉄筋住宅２号棟302、従前の住所兵庫県姫路市白浜町乙837番地　メゾン白浜401号
債務者　Ｂｌｏｏｍｈａｉｒｓこと　古家　知哉（旧姓岡崎）
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１６６号
兵庫県加古川市志方町投松216番地
債務者　谷垣　千春（旧姓末松）
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１８１号
兵庫県姫路市新在家本町４丁目６番１号　ジュネス新在家101号室、従前の住所兵庫県姫路市城北本町６番８号
債務者　藤本　誠之
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１１１号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西１丁目９－８、住民票上の住所大阪市阿倍野区阪南町３丁目30番21号　阪南ハイツ101号
債務者　渥美　享浩
１　決定年月日時　平成27年６月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１１６号
奈良市大安寺１丁目20番６－１号
債務者　居酒屋ちょうちんこと　丸谷　照美
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９９７号
広島県東広島市黒瀬町南方1551番地１　南タウンあさひＢ202号
債務者　虫明　隆幸
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２３号
広島市中区舟入中町２番24―306号
債務者　今村　充代
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３１号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目４番６号101
債務者　下條　　藍
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３５号
広島市西区庚午北３丁目20番31―402号　パークハイム庚午北
債務者　藤原　庸博
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３７号
広島市東区福田８丁目34番５号
債務者　宮原　　強
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４７号
広島市安佐南区川内５丁目29番21号
債務者　岡田　和洋
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部